

議案第 6 0 号

向日市印鑑条例の一部改正について

向日市印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市印鑑条例の一部を改正する条例

向日市印鑑条例（昭和51年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第7号中「片仮名」を「カタカナ」に改める。

第12条第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)」を加え、「片仮名」を「カタカナ」に改める。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録証明書の交付の申請の際に、第4号に掲げる事項について記載を要しない旨の申出があつた場合は、当該事項を記載しないものとする。

第14条第1項第2号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録されている場合にあつては氏名及び当該

旧氏、」を、「及び」の次に「当該」を加え、同項第6号中「片仮名」を「カタカナ」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

〈参 考〉

向日市印鑑条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により申請者が本人であること及び本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、直ちに印影のほか次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項 _____ に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 略</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳 _____ に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により申請者が本人であること及び本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、直ちに印影のほか次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名（ _____ _____ _____ _____外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、氏名及び _____通称）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名 _____表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名 _____表記</p> <p>2 略</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p>

(1)～(3) 略

(4) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、第4条の規定による印鑑の要件に該当しなくなったとき。

(5)～(7) 略

(登録証明)

第14条 市長は、前条の規定により登録証明の申請があつたときは、登録原票に登録されている印影の写し(登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。ただし、登録証明書の交付の申請の際に、第4号に掲げる事項について記載を要しない旨の申出があつた場合は、当該事項を記載しないものとする。

- (1) 登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨
- (2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び当該通称)
- (3) 出生年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所
- (6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 略

(1)～(3) 略

(4) 氏名、氏 _____ 又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名 _____ 表記を含む。)の変更により、第4条の規定による印鑑の要件に該当しなくなったとき。

(5)～(7) 略

(登録証明)

第14条 市長は、前条の規定により登録証明の申請があつたときは、登録原票に登録されている印影の写し(登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。 _____

- (1) 登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨
- (2) 氏名(_____ 外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び _____ 通称)
- (3) 出生年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所
- (6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名 _____ 表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名 _____ 表記

2 略